

2020年
8月5日から

輸入検査を受けるだけで 持ち込めるものが増えます！



輸出国政府機関が発行する検査証明書の添付が不要な植物
(⚠️ 輸入検査は必要) 詳しくは裏面をご確認ください→



コーヒー生豆



薬用ニンジン（乾燥）



切り干し大根



粉トウガラシ

農林水産省 植物防疫所

農林水産省 植物防疫所

植物防疫法により、植物を日本へ持ち込むには **輸出国政府機関により発行された検査証明書 (Phytosanitary certificate)** を添付して、植物防疫官による輸入検査を受ける必要があります。

ただし、次の植物は検査証明書の添付が免除されます。 (※1)

◆ 検査証明書を必要としない植物 (輸入検査は必要)

◆ 乾燥され、加工 (細断、破砕、粉碎、圧縮) されたもの

例：粉トウガラシ、切り干し大根、押し麦、挽き割り豆、シナモンスティック、甘草 (カンゾウ) など

◆ 乾燥されたもの

例：薬用ニンジン、コーヒー生豆、ヒマワリの種 (食用)、ゼンマイ、ダイウイキョウ (八角) など (※2)

◆ 凍結されたもの (殻付きクルミは除く。)

※1 栽培、飼料、肥料、農林業生産資材に利用するものは検査証明書が必要です。

※2 こく類 (コメ、アワ、トウモロコシ、ソバ、ムギ類など)、マメ類 (ダイズ、アズキ、ピーナッツなど)、木材、カカオ豆、ゴマ、タマリンド乾果、コリアンダー、ドライフラワー (一部)、漢方薬 (一部)、香辛料 (一部) などは乾燥されたものであっても検査証明書の添付が必要です。

他の植物の例示などは植物防疫所ホームページをご覧ください

植物防疫所ホームページ『検査証明書の添付が免除される植物の見直しについて』

URL : <https://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/import/ipcfuyou/index.html>



検査証明書の添付が必要な植物に添付がない場合は、植物防疫法に基づき廃棄処分となります。

検査証明書を添付せずに輸入した場合や輸入時の検査を受けなかった場合は、**3年以下の拘禁刑又は300万円以下 (法人の場合は5,000万円以下) の罰金**が科せられる場合があります。

日本への持ち込みが**禁止されている植物**もあります。詳しくは植物防疫所にお問い合わせください

植物防疫所の主なお問合せ先

- | | | | |
|------------|--------------|-------------|--------------|
| ● 横浜植物防疫所 | 045-211-7153 | ● 門司植物防疫所 | 093-321-2601 |
| ■ 名古屋植物防疫所 | 052-651-0112 | ● 那覇植物防疫事務所 | 098-868-2850 |
| ● 神戸植物防疫所 | 078-331-2386 | | |